

研究所レポート

2010 No.1

SHINJUKU

外国人WG 報告(1)

は じ め に

新宿自治創造研究所は、地方分権改革の流れの中で、区の政策形成能力の向上を図り、豊かな自治の創造を目指す区政運営に資するために2008（平成20）年4月1日に設置されました。

国においても、2009年11月17日に地域主権戦略会議を設置し、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと」を目指すため、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換していくことを目的とした地域主権改革に関する施策を検討し、推進していく」こととしており、これまで以上に地方の自主性・自立性を重視した改革が推進される時代になりました。

こうした中、当研究所は、2010年度から2年間の研究テーマを、新宿区における人口、外国人、集合住宅とし、ワーキング・グループ（WG）をつくり、専門家のご指導の下、取り組んでいます。今年度は、基礎的な情報として人口を捉えデータ分析を行うとともに、新宿区で特徴的な外国人ならびに集合住宅に取り組み、その特性について明らかにしていきます。

「研究所レポート」は、研究内容の発表等を通じて情報を発信し、住民に最も身近な基礎自治体である新宿区が、より自立した地方自治体として政策を立案し実行していくことに貢献することを目指しています。本号では、まず外国人WGが報告し、その後、順次人口・集合住宅WGが報告していきます。次号以降では、それぞれのテーマについて、分析を加えるとともに、インタビュー調査などを実施し研究を深めて行く予定です。多くの皆様からご質問、ご意見等をお寄せいただければ幸いです。

行政の最前線で働き現実の課題を認識することができる区職員は、区の課題を提示し事業や施策を提案することを通じて、新宿区の自治の担い手である区民の負託に応えていくことが求められています。事業や施策を考える際に、「研究所レポート」が参考にされ、新宿区という基礎自治体の自治の創造に役立つことができるよう、新宿自治創造研究所は今後も積極的な取り組みを進めていきます。

新宿区新宿自治創造研究所所長

金 安 岩 男

外国人WG 報告(1)

～データで見る新宿区の外国人像～

新宿区の外国人登録人口は、1980年代以降増え続けており、2010（平成22）年12月1日現在、区民の9人に1人、20代では4人に1人が外国人となっています。その国籍・出身地域は実にさまざまで、アジア地域を中心に、115カ国の外国人が新宿区で暮らしています。

また、単に外国人の数が増えているというだけでなく、その国籍・出身地域、年齢、就学・就業状況、なども変化しています。

そこで外国人WGでは、統計データを整理・分析するとともに、関連団体や個人へのヒアリングなどを通じて、新宿区に住む外国人の居住・生活実態や行政ニーズを明らかにしつつ、人口の変動要因や今後の動向を考察するという作業を進めています。

第一回目となる本レポートでは、新宿区に住む外国人の特徴を概観するための基礎的なデータ（外国人登録人口、総人口に対する外国人の比率、国籍、年齢構造、在留資格など）を整理・分析しています。第一章では全国・東京都の統計との比較から、第二章では区単位の統計から新宿区の外国人居住者の特徴を描いています。

第二回目以降のレポートでは、居住年数や国籍別の世帯構成などの項目を追加し、区単位だけでなく、小地域単位の統計も用いてさらに詳細な分析を行っていく予定です。

また、今後のレポートでは、統計データからだけでなく、並行して進めている関連団体及び個人へのヒアリングによる分析も進めていきます。

目 次

1 全国・東京都・特別区との 比較で見る新宿区の外国人像

1	全国・東京都・特別区・新宿区の外国人登録人口	6
2	外国人登録人口と外国人比率	8
3	年齢構造	10
4	国籍	12
5	在留資格	14

2 区の統計から見る 新宿区の外国人像

1	外国人登録人口と外国人比率	15
2	年齢構造	16
3	国籍	18
4	在留資格	20
5	人数別世帯数	22
6	人口動態	23
	参考資料	24
予告	新宿区における外国人の集住状況（2010 年）	26

（注）資料としている東京都及び新宿区の統計は断りのない限り、各年1月1日のものを利用しています。

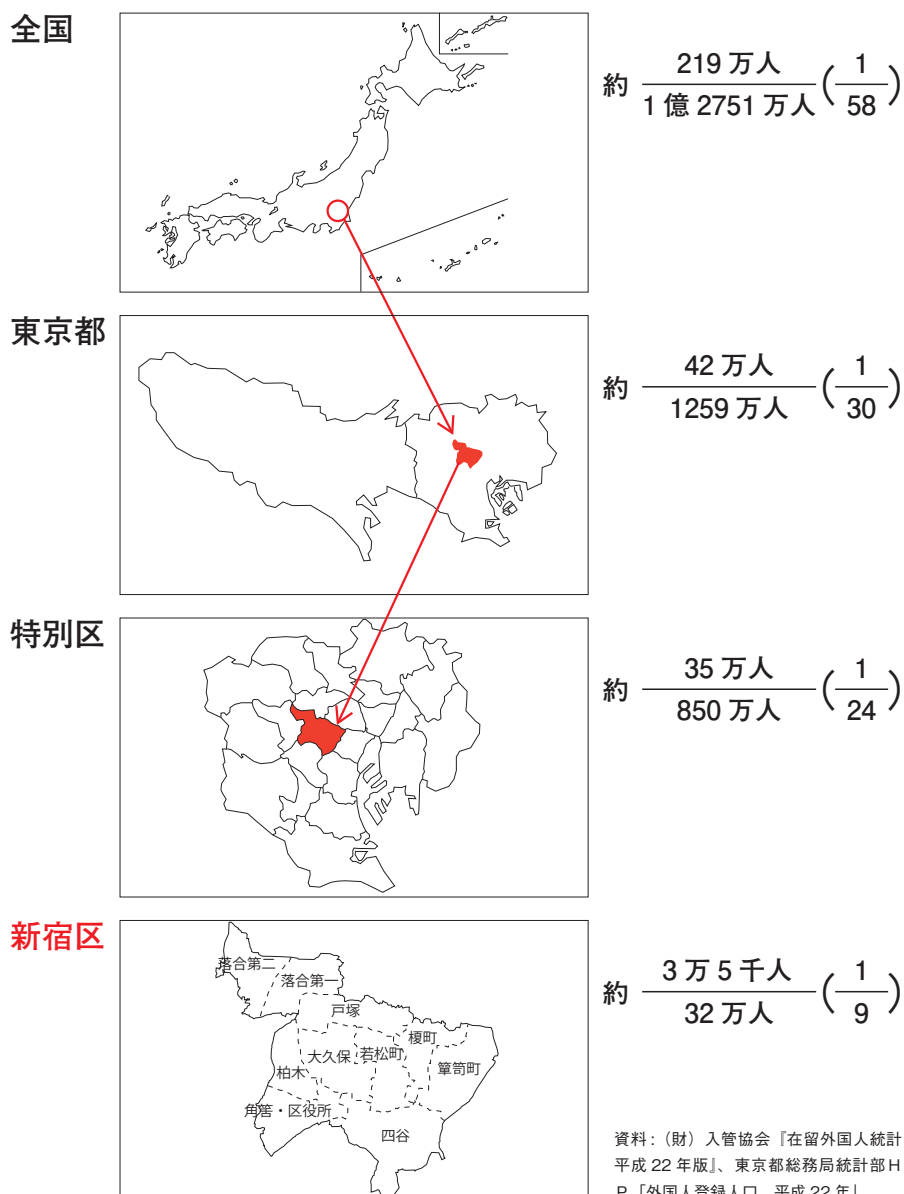
1

全国・東京都・特別区との比較で見る新宿区の外国人像

1 全国・東京都・特別区・新宿区の外国人登録人口^{注1}

- 全国の外国人人口は総人口の 2% 弱。
そのうち 2 割は東京都に住んでいる。
- 東京都の外国人の 8 割が特別区に住んでいる。
新宿区に住む外国人はその 1 割強。

図表 1-1 全国・東京都・特別区・新宿区の外国人登録人口（2010 年）



2009 年末現在、全国の外国人登録人口は 218 万 6,121 人で、総人口 1 億 2,751 万人（2010 年 10 月現在の推計人口^{注2}）に占める割合は 1.7%（58 人に 1 人）となっています。一方、東京都の外国人登録人口は 41 万 8,116 人^{注3}（都人口の 3.2%／30 人に 1 人）で、全国の外国人登録人口の 19% を占めています。また、東京都に住む外国人登録人口のうち、約 8 割（83.4%）にあたる 34 万 8,857 人は特別区に住んでいます。したがって、特別区の人口に占める外国人の割合は 3.9%（24 人に 1 人）と東京都全体の割合より高くなっています。

最後に、新宿区の外国人登録人口は 35,211 人（区人口の 11.1%）で、東京都の外国人登録人口の 8.4%、特別区の 10.1% を占めています。

注 1：日本に滞在する外国人は、一定期間（90 日以上）在留する場合、市区町村に居住地や在留資格などの身分事項を届け出る義務があります（ただし、在留資格<本レポート「在留資格について」参照>が「外交」「公用」の者、日米地位協定該当者などは除きます）。「外国人登録人口」とは、この届出により市区町村に登録された外国人の数のことを言います。

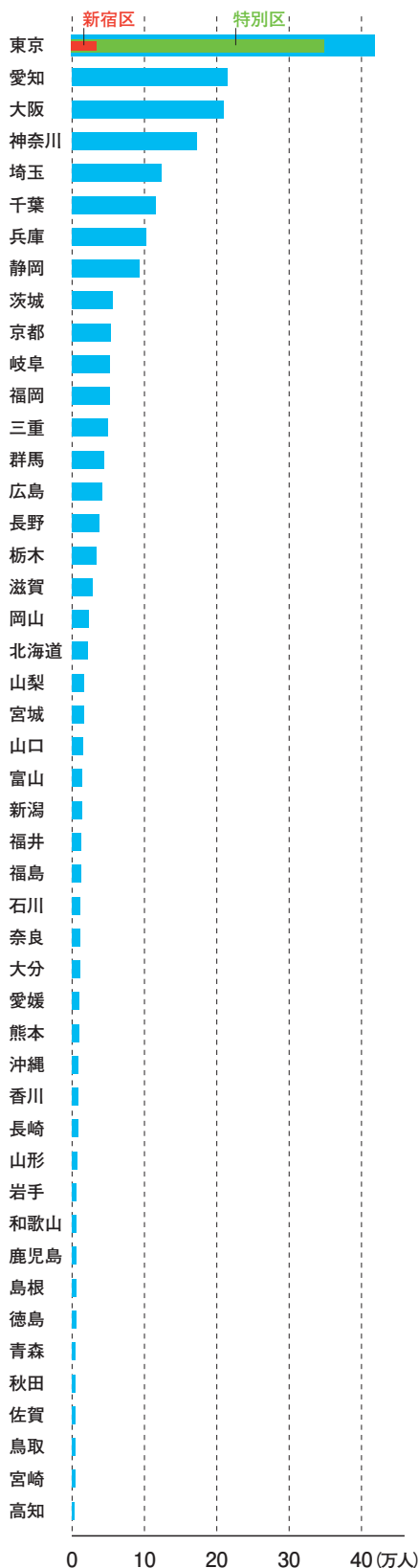
注 2：総人口は国勢調査による人口を基準人口として、そこに自然動態・社会動態人口（外国人を含む）を加えて算出されます。また、外国人人口には、上記の「外交」「公用」人口は含まれません。

注 3：この数値は東京都が集計したものです。なお、東京都と入国管理局では集計方法が異なるので、同じ東京都の外国人登録人口でも数字が異なります（入国管理局の統計では 41 万 5,098 人）。

- 東京都の外国人登録人口は、他の都道府県を大きく引き離して全国 1 位。
- 新宿区の外国人登録人口は東京都で最も多いが、全国の自治体でも上位。

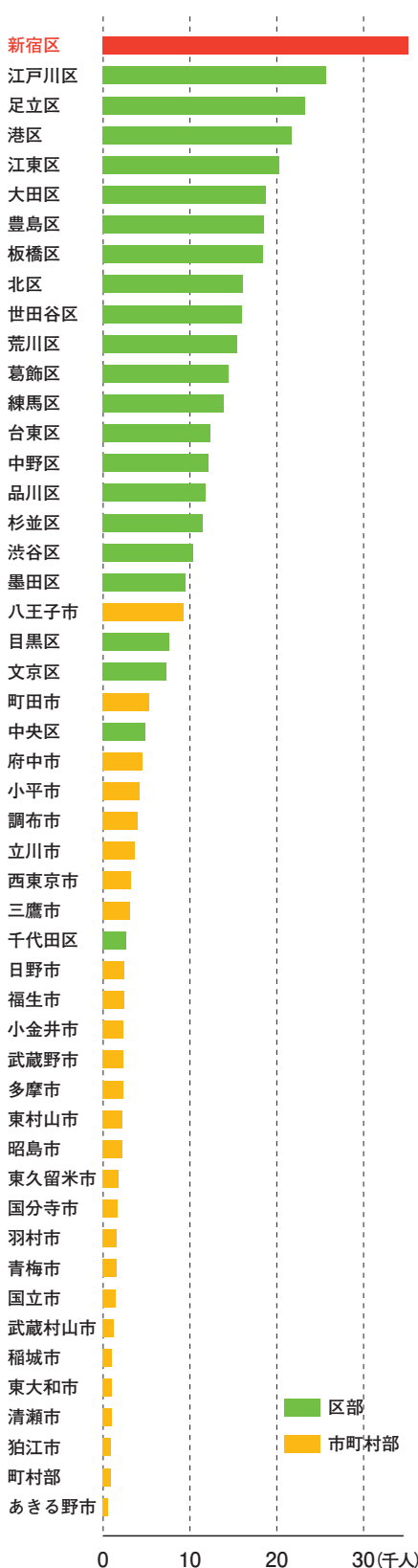
図表 1-2

都道府県別外国人登録人口
(2010 年)



図表 1-3

東京市区町村別外国人登録人口
(2010 年)



外国人登録人口が多い都道府県
トップ 3 は、東京都、愛知県、大
阪府ですが、なかでも東京都は 2
位の愛知県のほぼ倍の人口となっ
ており、東京都に住む外国人の数
が全国でも飛び抜けて多いという
ことが分かります (図表 1-2)。

それでは新宿区の外国人登録人
口が、東京都でどのくらい多いの
かを見てみますと、2 位の江戸川
区以下を大きく引き離して 1 位と
なっています (図表 1-3)。この
ことから、新宿区が全国で最も外
国人の多い東京都の中でも、一番
外国人の多い自治体であることが
分かります。

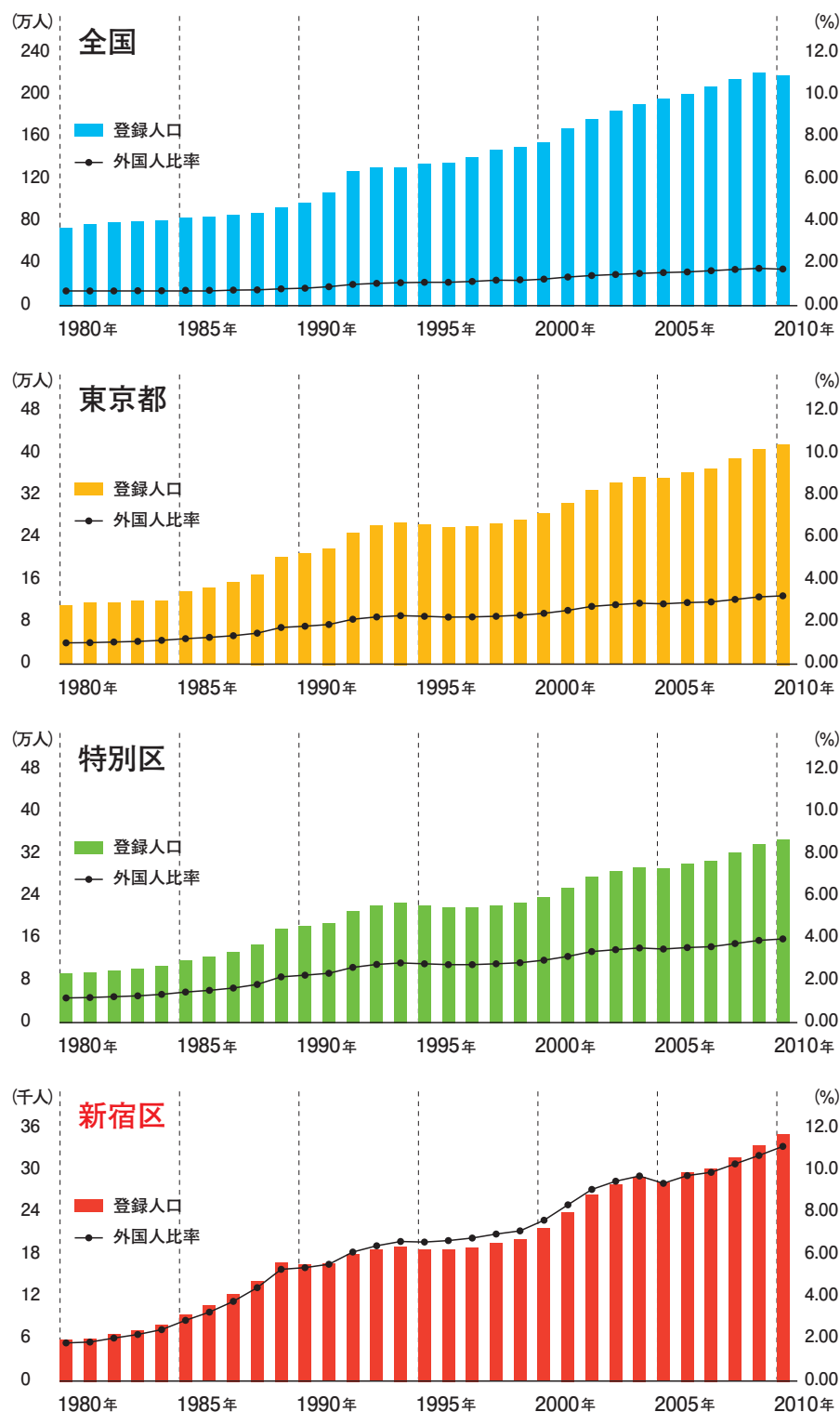
最後に、新宿区の外国人登録人
口を全国の区市町村と比べてみま
すと、大阪市、横浜市、名古屋市、
神戸市、京都市に続いて 6 位と
なっています^注。上位 5 位の自治
体は、総人口が 100 万人を超え
る政令指定都市であることを考慮
すると、総人口約 32 万人の新宿
区が 6 位に位置することは、注目
に値します。

注：入管協会『在留外国人統計』によれば、大阪市 120,915
人、横浜市 78,889 人、名古屋市 68,417 人、神戸市
44,649 人、京都市 41,106 人。

2 外国人登録人口と外国人比率

- 新宿区は全国・東京都・特別区に比べて外国人比率の増加が著しい。
- 新宿区における外国人登録人口増加の主な要因は、1980年代後半のニューカマー流入。

図表 1-4 外国人登録人口と外国人比率の推移（1980-2010 年）



資料：(財) 入管協会『在留外国人統計 平成 22 年版』、東京都総務局統計部 HP「外国人登録人口 昭和 54 年からの時系列データ」

注：全国の外国人比率＝外国人登録人口÷全国総人口（各年 10 月 1 日に総務省統計局が推計したもの）。
東京都・特別区・新宿区の外国人比率＝外国人登録人口÷（住民基本台帳人口＋外国人登録人口）。

1980～2010 年までの 30 年間の外国人登録人口と外国人比率の推移を全国・東京都・特別区・新宿区で比べて見てみると、新宿区では外国人比率（総人口に対する外国人の割合）の伸び幅が、全国・東京都・特別区に比べて非常に高いことが分かります（図表 1-4、1-5）。

1980 年時点での外国人比率は、全国 0.7%、東京都 1.0%、特別区 1.1% に対して新宿区は 1.8% とそれほど高くなく、23 区内で千代田区、港区、荒川区、渋谷区に次いで 5 番目、また、登録人口も足立区、港区、世田谷区に次いで 4 番目でした^注。

ところが、2010 年の外国人比率は、全国 1.7%、東京都 3.2%、特別区 3.9% であり、1980 年と比較して 2～4 倍の伸び率であるのに対して、新宿区は 11.1% と約 6 倍も伸びています（図表 1-4、1-5）。

それでは新宿区の外国人登録人口がどのように増えていったのか、またいつ頃増えたのかを、5 年ごとの人口増加率で見ると、1980～1990 年の 10 年間、特に 1985～1990 年に大きく増加していることが分かります（図表 1-5「新宿区」の「5 年間の増加率」赤色部分）。この時期の外国人登録人口の増加率を、全国・東京都・

特別区・新宿区で比べてみますと、全国の増加率 17.1%に対して、東京都 52.1%、特別区 55.1%と東京都・特別区の増加率が圧倒的に高くなっていますが、新宿区は 75.2%とさらに上回る伸びを見せています^注。

1970 年代末～1990 年代というのは、台湾での海外渡航自由化（1979 年、共産圏を除く）、中国での私費留学自由化（1984 年）、韓国での 45 歳以上の海外旅行自由化（1987 年、完全自由化は 1989 年）、日本での「留学生受け入れ 10 万人計画」（1983 年）の発表が行われた時期です。したがって、この時期の外国人登録人口は、これら一連の政策の影響に

よるところが大きいと考えられます（なお、この時期に来日した外国人のことを、戦前から定住する外国人「オールドカマー」と区別し「ニューカマー」と呼びます）。

また、1980 年代後半は、日本のバブル経済期で労働力不足が深刻になり、海外から流入した外国人労働者がいわゆる 3K 労働に従事するという社会問題も発生しました。1980 年代、とくに 1980 年代後半にニューカマー外国人が東京都に流入した背景には、このような各国の政策や社会情勢があったと推察されます。

東京都の中でも、特に新宿区にニューカマーが集中した背景には、まず歌舞伎町で働く外国人従業員

が、職場に徒歩で通える大久保地区に住むようになったことが挙げられます。次に、この時期に大久保地区では専門学校や日本語学校が林立し、留学生や就学生をひきつける磁場となったことが考えられます。

また、新宿区の外国人増加率は 2000 年以降 3 割に迫っており、特に、2005～2010 年の人口増加率は 24.5%と全国・東京都・特別区を上回る伸びとなっています。

このことから、2000 年に入ってから新宿区の外国人人口の増加傾向が再び強まってきていると考えられます（詳細は 15 ページを参照）。

注：この時期の外国人人口増加は、新宿区だけでなく、隣接する豊島区でも著しく、1985～1990 年の 5 年間で約 1.5 倍増となっています。

図表 1-5 外国人登録人口と外国人比率、及び 5 年間の人口増加率の推移（1980-2010 年）

		1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
全国	登録人口(人)	774,505	840,885	984,455	1,354,011	1,556,113	1,973,747	2,186,121
	外国人比率	0.7%	0.7%	0.8%	1.1%	1.2%	1.5%	1.7%
	5年間の増加率	3.9%	8.6%	17.1%	37.5%	14.9%	26.8%	10.8%
東京都	登録人口(人)	112,523	138,790	211,067	265,359	286,648	353,826	418,116
	外国人比率	1.0%	1.2%	1.8%	2.2%	2.4%	2.8%	3.2%
	5年間の増加率	-	23.3%	52.1%	25.7%	8.0%	23.4%	18.2%
特別区	登録人口(人)	94,819	118,550	183,857	223,651	239,143	293,124	348,857
	外国人比率	1.1%	1.4%	2.2%	2.8%	2.9%	3.5%	3.9%
	5年間の増加率	-	25.0%	55.1%	21.6%	6.9%	22.6%	19.0%
新宿区	登録人口(人)	6,036	9,535	16,703	18,815	21,780	28,272	35,211
	外国人比率	1.8%	2.8%	5.4%	6.6%	7.6%	9.4%	11.1%
	5年間の増加率	8.6%	58.0%	75.2%	12.6%	15.8%	29.8%	24.5%

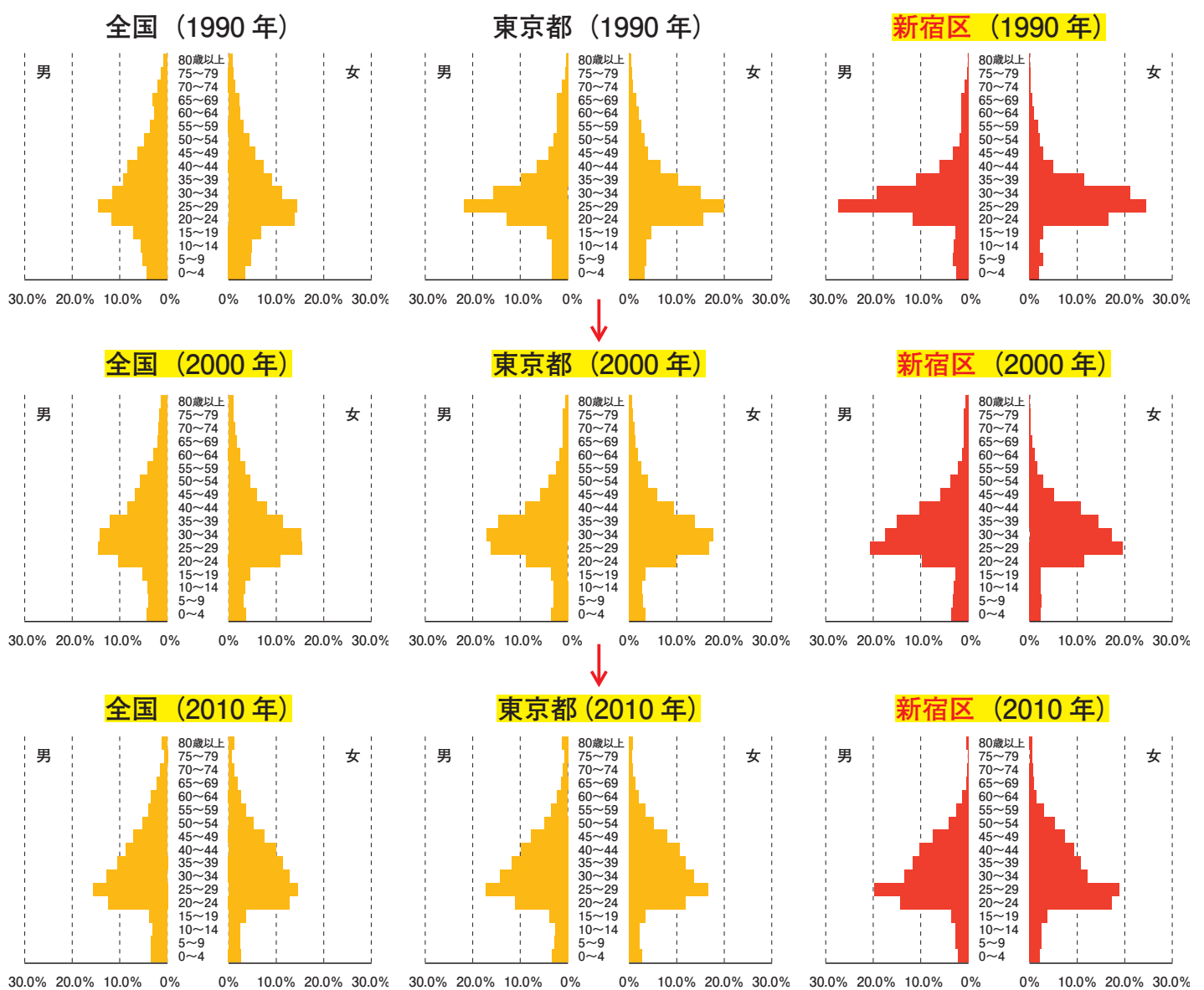
資料：（財）入管協会『在留外国人統計 平成 22 年版』、東京都総務局統計部HP「外国人登録人口 平成 22 年」

注：5 年間の人口増加率＝（現在の登録人口－5 年前の登録人口）÷ 5 年前の登録人口× 100

3 年齢構造

- 新宿区は全国・東京都に比べて、外国人登録人口全体に占める20代後半～30代前半人口の割合が多いが、2010年になって、20代前半人口の割合が大きく増えている。
- 1990年には明らかであった全国と東京都・新宿区の年齢構造の差が、2010年になって縮まっている。これは東京都・新宿区の40代後半～50代前半人口の割合増加による。

図表 1-6 外国人登録人口の5歳階級別人口ピラミッド（1990-2010年）

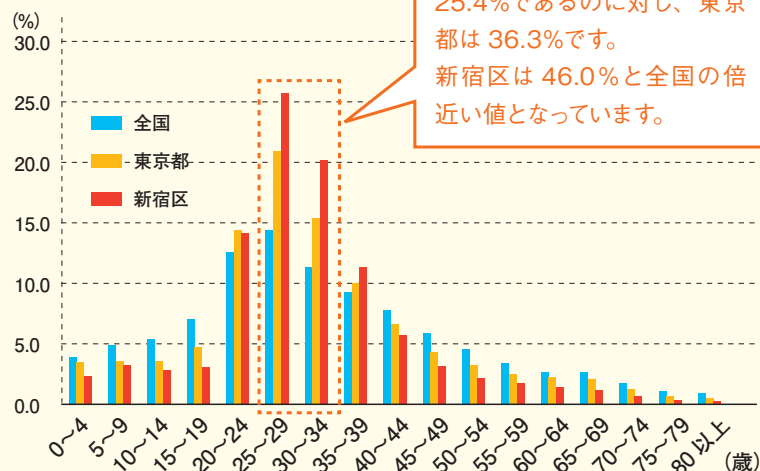


資料：（財）入管協会『在留外国人統計 平成3年版』、同平成12年版、同平成22年版、新宿区総合政策部企画政策課統計

注：1990年のデータについては、全国・東京都は1990年末時点、新宿区は1990年4月1日のものを使用しています（『在留外国人統計』は、1985～1993年までは隔年での集計となっており、1990年1月の統計データはありません。また、新宿区のデータについても、1990年分は4月1日のものしか現存していません）。

【参考】5 歳階級別人口割合の比較

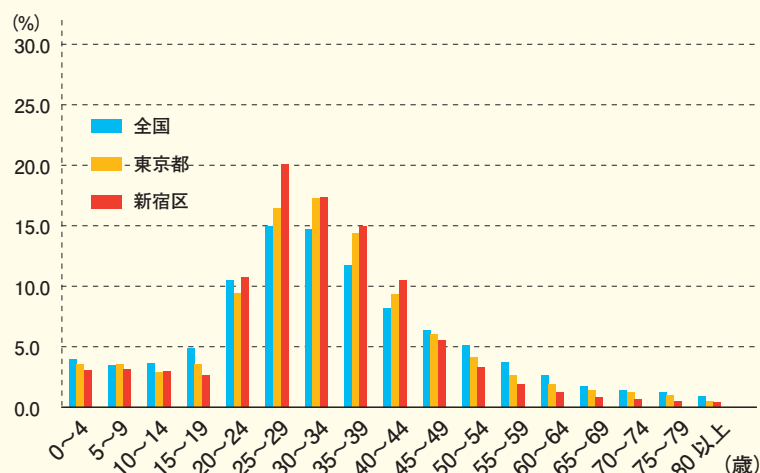
1990 年



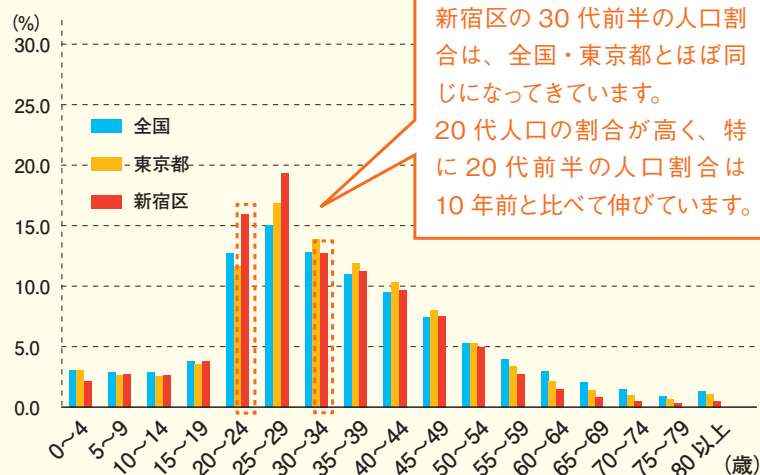
外国人登録人口を年齢別に見てみると、1990 年の時点では、全国と比べて、東京都・新宿区では、20 代後半～30 代前半にかけての人口が極めて多いことが分かります（図表 1-6）。このことは、1990 年代には東京都、特に新宿区ではニューカマーが急増したため、学生や働き盛りの比較的若い年齢層の外国人が、全国と比べてかなり多く入ってきたのではないかと推測できます。

しかし、図表 1-6 を見ると、20 年間で全国・東京都・新宿区の年齢構造の差異が徐々に縮まってきていることが分かります。これは主に東京都・新宿区で 40 代後半～50 代前半人口の割合が増えたためだと考えられます。その要因の一つとして、1980～1990 年代に流入したニューカマーがそのまま定住し、年齢を重ねている可能性があります。

2000 年



2010 年



資料：（財）入管協会『在留外国人統計 平成 3 年版』、同平成 12 年版、同平成 22 年版、新宿区総合政策部企画政策課統計

4 国籍

- 全国・東京都・特別区では「中国」がトップだが、新宿区では「韓国・朝鮮」^注がトップ。
- 新宿区の「韓国・朝鮮」「中国」を合計した割合は、全国・東京都・特別区よりも高い。

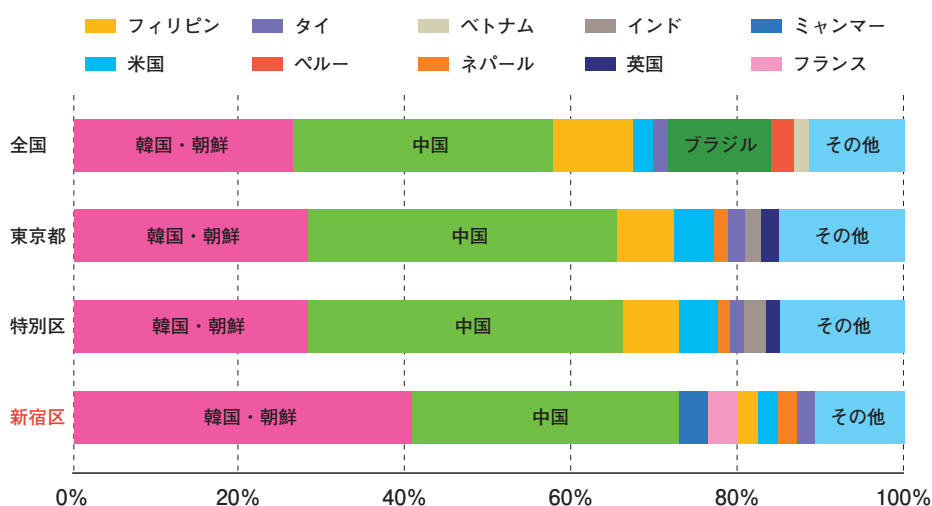
注：全国、東京都の「韓国・朝鮮」はオールドカマーの占める割合が高い（全国 7 割、東京都 4 割）ですが、新宿区の「韓国・朝鮮」は 9 割がニューカマーです。

図表 1-7 外国人登録人口の上位 8 カ国（2010 年）

(単位：人)									
	総数	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位
全国	2,186,121	中国	韓国・朝鮮	ブラジル	フィリピン	ペルー	米国	タイ	ベトナム
		680,518	578,495	267,456	211,716	57,464	52,149	42,686	41,000
東京都	418,116	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	米国	インド	タイ	英国	ネパール
		157,070	116,158	31,502	18,746	9,644	7,202	6,986	6,416
特別区	348,857	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	米国	インド	英国	タイ	ネパール
		132,353	98,408	24,003	15,588	8,830	6,204	5,844	5,526
新宿区	35,211	韓国・朝鮮	中国	ミャンマー	フランス	フィリピン	米国	ネパール	タイ
		14,332	11,314	1,274	1,128	924	905	819	716

出典：（財）入管協会「在留外国人統計 平成 22 年版」、東京都総務局統計部 HP「外国人登録人口 平成 22 年」、新宿区「新宿区の統計 平成 22 年」

図表 1-8 外国人登録人口の国籍別割合（2010 年）



資料：（財）入管協会「在留外国人統計 平成 22 年版」、東京都総務局統計部 HP「外国人登録人口 平成 22 年」、新宿区「新宿区の統計 平成 22 年」

注：「韓国・朝鮮」には、朝鮮民主主義人民共和国建国前の朝鮮半島出身者も含まれます。「中国」には台湾出身者も含まれます。

国籍別に見てみると、全国・東京都・特別区・新宿区とも「韓国・朝鮮」、「中国」が半数以上を占めていますが、新宿区は全国・東京都・特別区に比べて「韓国・朝鮮」の割合が 1 割以上多くなっています(図表 1-8)。そのため、「韓国・朝鮮」「中国」を合計した割合が 7 割強となっています。

新宿区の「韓国・朝鮮」登録人口は、1980 年代以降急激に増えていることが特徴的です。例えば、東京都で 2 番目に「韓国・朝鮮」登録人口が多い足立区を例にとると、1980 年には 7,719 人でしたが、2010 年でも 8,738 人と 30 年間で 1 割強しか増加していません。一方、新宿区は 1980 年には 3,069 人であったのが、2010 年には 14,332 人と、約 3.7 倍もの人口増となっています。

次に、全国では上記 2 カ国に次いで「ブラジル」「フィリピン」の割合が高いですが、東京都・特別区では「フィリピン」「米国」、新宿区では「ミャンマー」「フランス」が多くなっています。

「ブラジル」の登録人口上位 3 都道府県は、愛知県（67,162 人）、静岡県（42,625 人）、三重県（18,667 人）で、主に中京・東海地方に集

中しています。これは、1990年代に多くのブラジル人が、自動車や家電製品の生産工場などがあるところで働くようになったからだと考えられます。

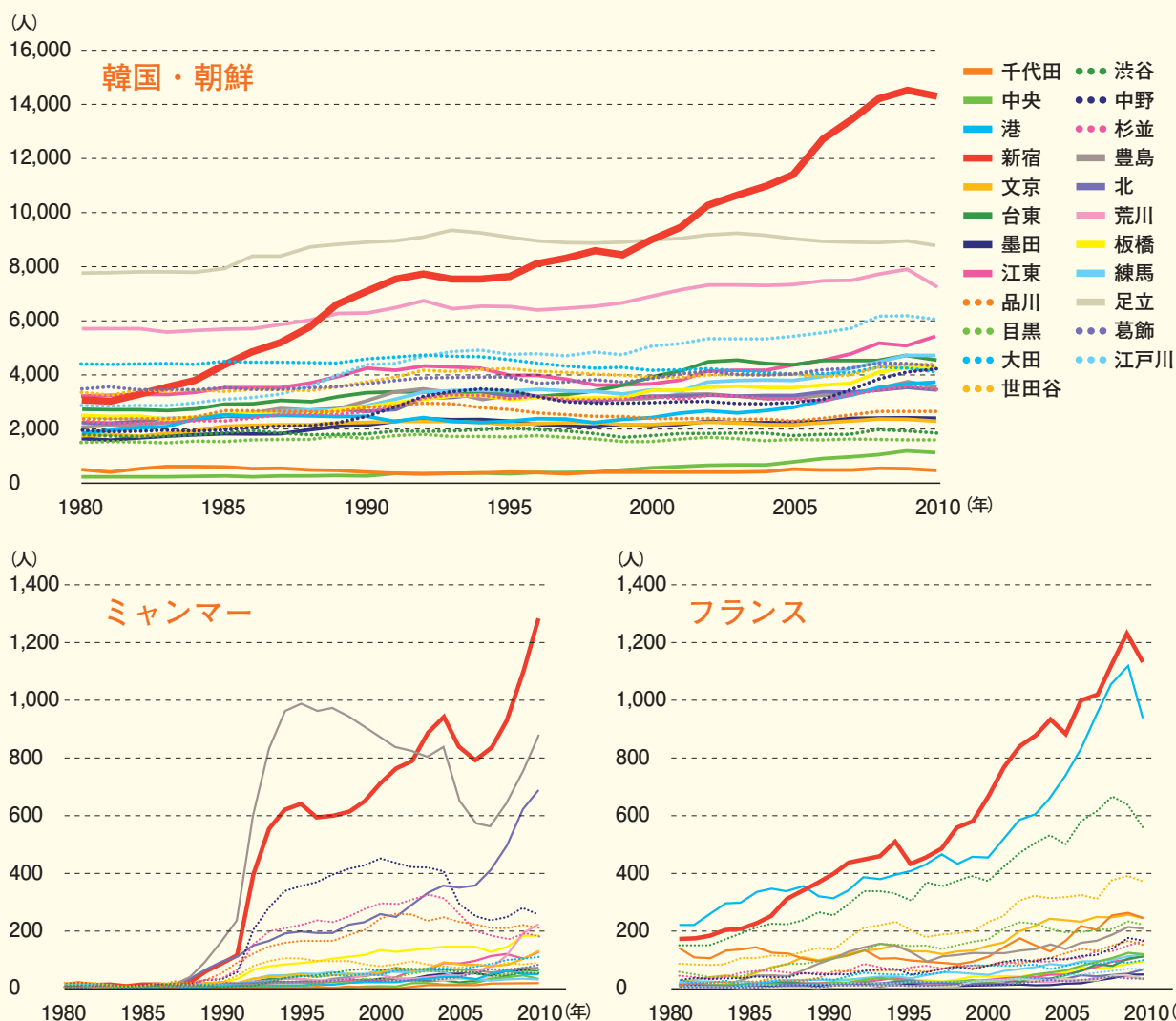
一方、全国と東京都で1割弱を占める「フィリピン」ですが、上位3都道府県は東京都（31,567人）、愛知（25,923人）、神奈川（18,447人）となっており、上位3位以下の都道府県を見ても、おもに関東・中京地方に多いといえます。また、東京都23区のうち、「フィリピン」の多い区は足立区

（3,449人）、江戸川区（2,831人）、大田区（2,250人）となっており、新宿区は11位とほぼ中位に位置しています。

最後に、「ミャンマー」「フランス」の集住状況をみてみると、まず、「ミャンマー」は全国8,366人のうち、東京都の人口が5,163人と約6割（61.7%）を占め、2位以下の都道府県では500人もいない、という状況です。「フランス」も同様に、全国9,193人のうち、東京都が5,422人と約6割（59.0%）を占めており、2位以

下を大きく引き離しています。したがって、「ミャンマー」「フランス」は、現在半数以上が東京都に集住しているといえます。新宿区は「ミャンマー」「フランス」とも23区内では登録人口が第1位となっており、それぞれ東京都の約25%、約20%が住んでいます。また、過去30年間の推移を見ますと、「ミャンマー」は新宿区と豊島区、「フランス」は新宿区と港区を中心に登録人口が増えています。

【参考】 東京都23区の「韓国・朝鮮」「ミャンマー」「フランス」登録人口の推移（1980-2010年）

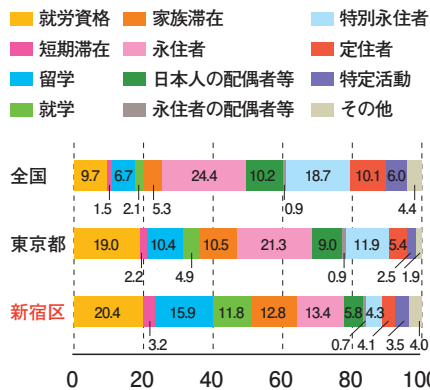


資料：東京都総務局統計部 HP「外国人登録人口 昭和54年からの時系列データ」

5 在留資格（※詳細は本レポート 24-25 ページ「在留資格について」を参照）

- 全国・東京都に比べて、新宿区では就労資格、「留学」「就学」資格の人口割合が高い。
- 「永住者」「特別永住者」の割合は東京都・新宿区とも全国を下回るが、新宿区は構成比にして全国の 4 分の 1 以下。

図表 1-9 外国人登録人口の在留資格別割合（2010 年）^{注1}



在留資格別に見ますと、まず就労資格（日本での就労が認められている在留資格）^{注2}の全体に占める割合が、東京都・新宿区では 2 割と全国のはほぼ倍となっています。また、東京都は全国に比べて「留学」「就学」^{注3}の割合が高いのですが、新宿区は約 3 割とはるかに

上回り、全国の 3 倍、東京都の 2 倍となっています。

このことから、新宿区には仕事、あるいは勉強で来日している外国人が多いといえます。一方、「永住者」「特別永住者」といった身分に基づく在留資格での滞在者が、全国の半分以下となっています。

(単位:人)

	総数	就労資格	短期滞在	留学	就学	家族滞在	永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	特別永住者	定住者	特定活動	その他
全国	2,186,121	212,896	33,378	145,909	46,759	115,081	533,472	221,923	19,570	409,565	221,771	130,636	95,161
東京都	415,098	78,901	8,943	43,171	20,497	43,638	88,622	37,450	3,755	49,567	22,353	10,313	7,888
新宿区	35,211	7,191	1,125	5,615	4,138	4,512	4,724	2,040	263	1,520	1,433	1,246	1,404

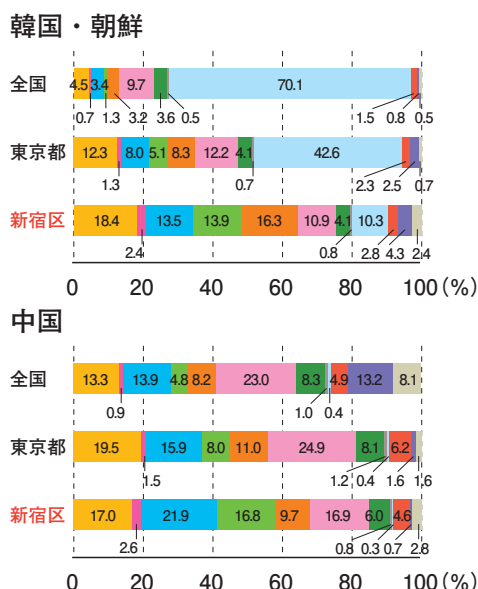
資料: (財) 入管協会『在留外国人統計 平成 3 年版』、同平成 12 年版、同平成 22 年版、新宿区総合政策部企画政策課統計

注 1: 1990 年のデータについては、全国・東京都は 1990 年末時点、新宿区は 1990 年 4 月 1 日のものを使用しています（理由については 10 ページ注を参照）。

注 2: 「就労資格」は、在留資格のうち、「外交」「公用」を除く就労活動を認められた資格（本レポート 24 - 25 ページ「在留資格について」を参照）の該当者を集計しています。

注 3: 2010 年 7 月より、「留学」「就学」は「留学」に一括化されています。

図表 1-10 「韓国・朝鮮」「中国」の在留資格内訳



次に、外国人登録人口が多い「韓国・朝鮮」「中国」を在留資格別に見てみますと、実は同じ国籍でも、全国・東京都・新宿区では構成比が異なることが分かります（図表 1-10）。

まず「韓国・朝鮮」は、全国では約 7 割が特別永住者、すなわち戦前から在住しているオールドカマー人口の割合が非常に高いのですが、新宿区では 1 割程度です。一方、ニューカマーと呼ばれる就労資格や「留学」「就学」人口、及び就労

や留学の目的で来日した外国人の家族が併せて 6 割を超えています。

「中国」は、「韓国・朝鮮」のような違いはありませんが、新宿区は全国と比べて「留学」「就学」の割合が高く、全体の 4 割を占めています。また、全国では工場や農家などでの技能実習^注などを含む「特定活動」人口が 1 割強いますが、新宿区では 1% 以下、という特徴がみられます。

注: 2010 年 7 月からは「技能実習」という在留資格が新設されています。

2

区の統計から見る 新宿区の外国人像

1 外国人登録人口と外国人比率

- 外国人登録人口、外国人比率ともに年々増加する一方だが、特に外国人比率の伸びが顕著。
- 外国人比率の急上昇は、日本人人口（住民基本台帳人口）の減少または低い増加率と、外国人登録人口の高い増加率が組み合わさった結果。

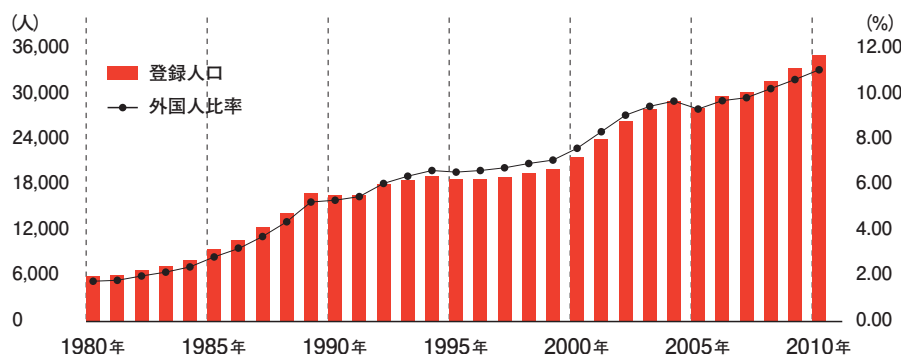
新宿区の外国人登録人口は、過去 30 年間増加傾向にあります^注（図表 2-1）。中でも、1980 年代後半のニューカマーによる増加と、2000 年代初め、及び 2000 年代後半の増加が著しくなっています。

増加要因を国籍別・在留資格別人口の増減数からみると、2000 年代初めの人口増加の主な要因は「韓国・朝鮮」の就労資格、「韓国・朝鮮」「中国」の「留学」「就学」「家族滞在」の増加にあるといえます。また、2005 年以降も人口が増加していますが、これは主に「韓国・朝鮮」「中国」の「留学」「就学」、就労資格、「家族滞在」が増えたためだと考えられます。

また、区人口に占める外国人の割合は著しく増加していますが、これは 1980～1990 年代後半にかけて日本人人口が減少したことや、2000 年代に入って増加に転じたものの、増加率が低いことにより、「分母」（総人口）が小さくなる一方で、「分子」（外国人登録人口）が大きくなり続けている、という双方向の要因によるものです。

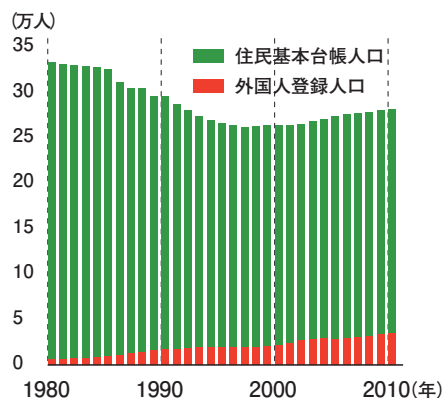
注：2005 年のみ登録人口が減少していますが、これは 2004 年末頃全国各地で繁華街の環境浄化施策が行われた時期と重なることから、この施策による影響があったと考えられます。

図表 2-1 新宿区における外国人登録人口と外国人比率の推移（1980-2010 年）



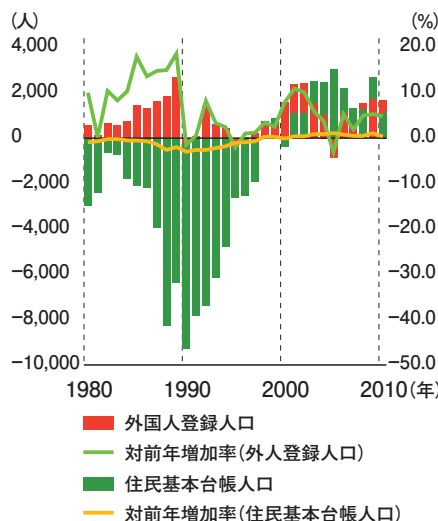
資料：新宿区 HP「新宿区の世帯数及び男女別人口の推移（昭和 30 年～平成 22 年）」

図表 2-2 新宿区における住民基本台帳人口と外国人登録人口の推移（1980-2010 年）



資料：新宿区 HP「新宿区の世帯数及び男女別人口の推移（昭和 30 年～平成 22 年）」

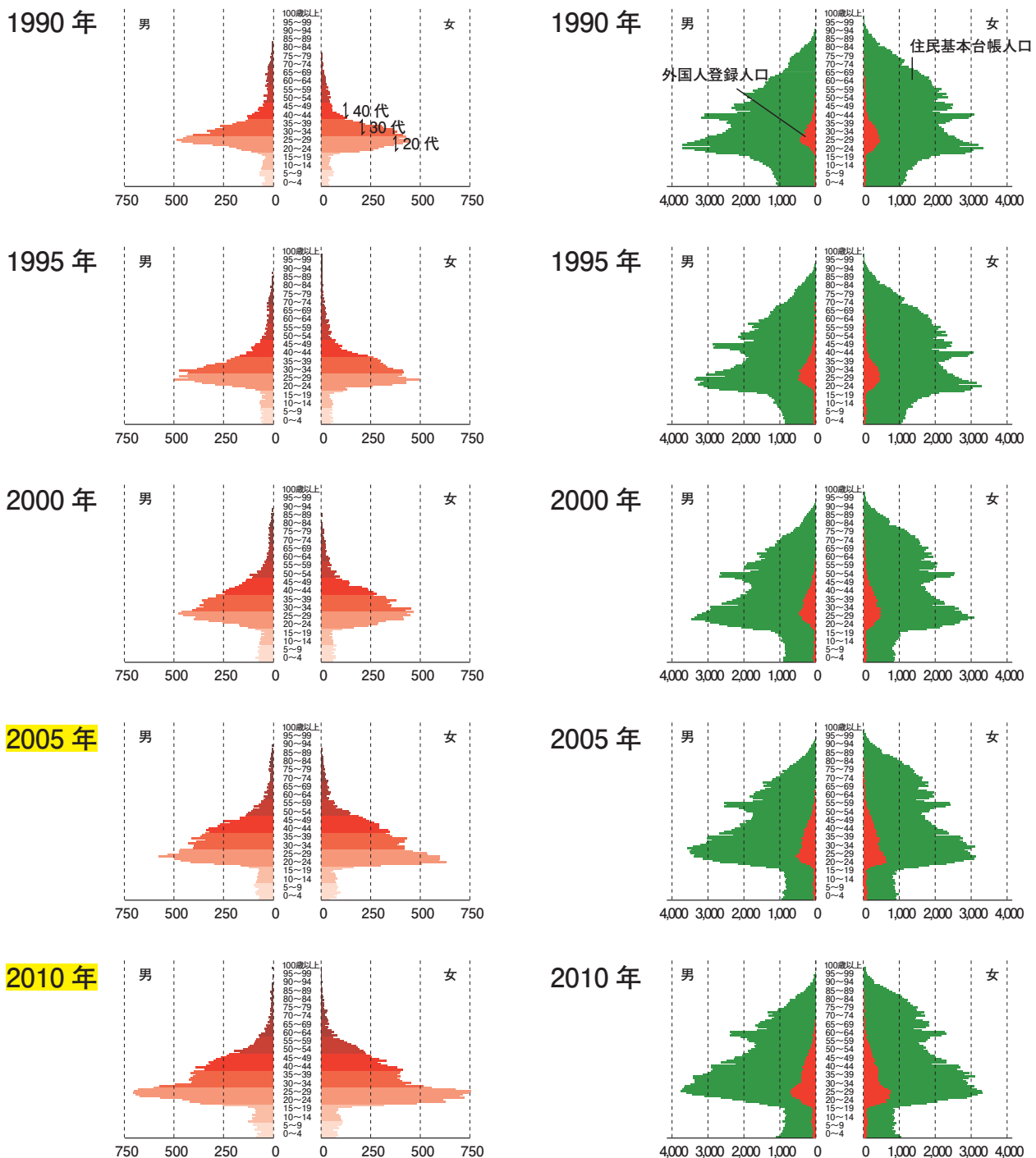
図表 2-3 新宿区における住民基本台帳人口、外国人登録人口の増減数及び増加率の推移（1980-2010 年）



2 年齢構造

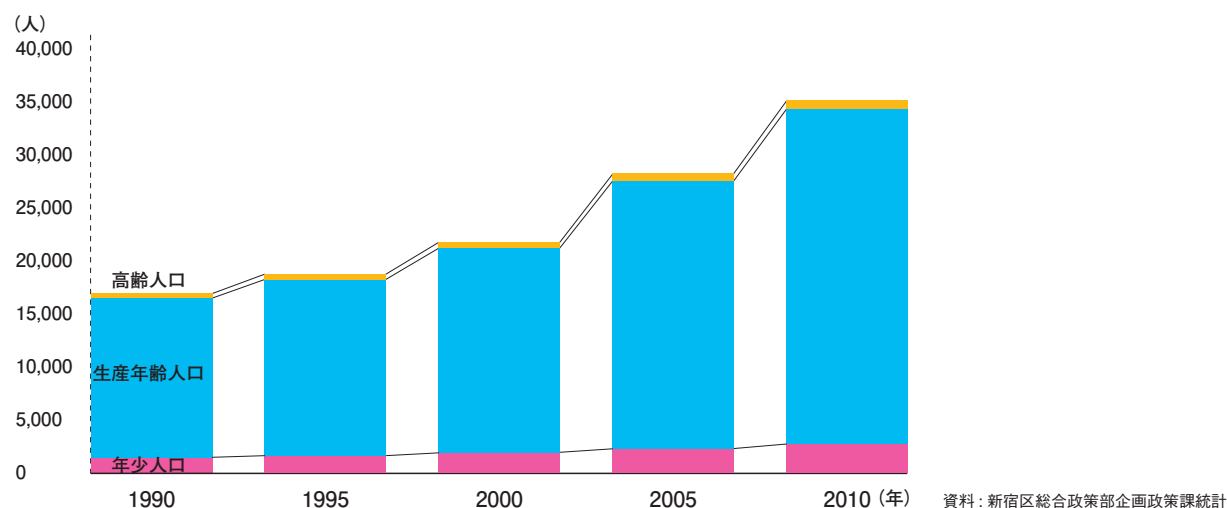
- 新宿区の外国人登録人口は、20～40代が極めて多いが、特に、2000年以降は男女とも20代の人口が増加。現在新宿区の20代人口の4人に1人は外国人となっている。
- 高齢人口は外国人登録人口のわずか2.4%だが、50代人口は2000年以降増えている。

図表 2-4 新宿区における外国人登録人口ピラミッド（左）と区総人口ピラミッド（右）（単位：人）

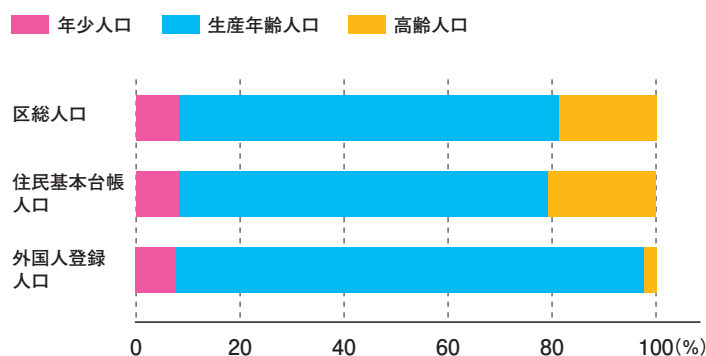


資料：新宿区総合政策部企画政策課統計

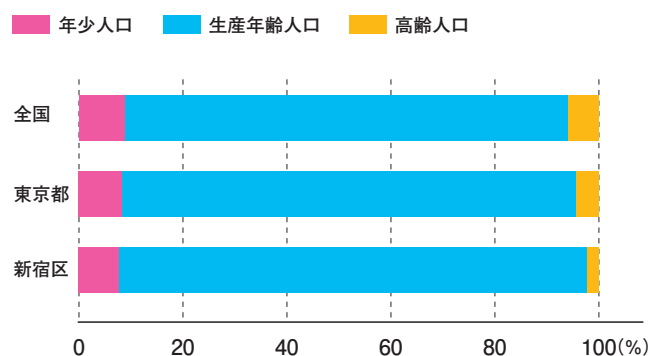
図表 2-5 新宿区における年齢三区分別
外国人登録人口の推移 (1990-2010 年)



図表 2-6 新宿区における
年齢三区分別人口の比較 (2010 年)



図表 2-7 年齢三区分別
外国人登録人口割合の比較 (2010 年)



外国人登録人口を年齢別で見えますと、20～40代の割合が圧倒的に多く、1990～2010年の20年間ずっと約8割前後で推移しています(図表2-4)。

また、20年間の推移を見ると、特定の年齢層による著しい増加が見られます。

まず、1990年代には、全体で4,846人増加していますが、そのうち30代後半～40代前半の人口増が2,659人と半分強を占めています。この時期には、主に就労資格と「家族滞在」人口が増えていることから、この時期には学生よりも働き盛りの世代とその家族が増えたと考えられます。

次に、2000年代の増加人口を見えますと、全体で13,431人増のうち、20代人口が5,749人増と半分弱を占めています。また、40代後半、50代人口の増加も目立ち、併せて全増加人口の3割弱を占めています。この時期には、「留学」「就学」「永住者」、就労資格の人口が、それぞれ増加人口の3割程度増えていることから、20代人口増加の主な要因は、留学生・就学生の増加にあり、また、40代後半～50代人口の増加は、1980年代後半から90年代に20～30代でニューカマーとして来日した外国人がそのまま新宿区で暮らし、年齢を重ねている可能

性が考えられます。

次に年齢三区分別人口を見えますと、圧倒的に生産年齢人口(15～64歳)が多いことが分かります(図表2-5)。新宿区の日本人の生産年齢人口割合は約7割ですが、外国人は9割です。また、日本人人口では高齢人口が約2割を占めますが、外国人はわずか2.4%です(図表2-6)。

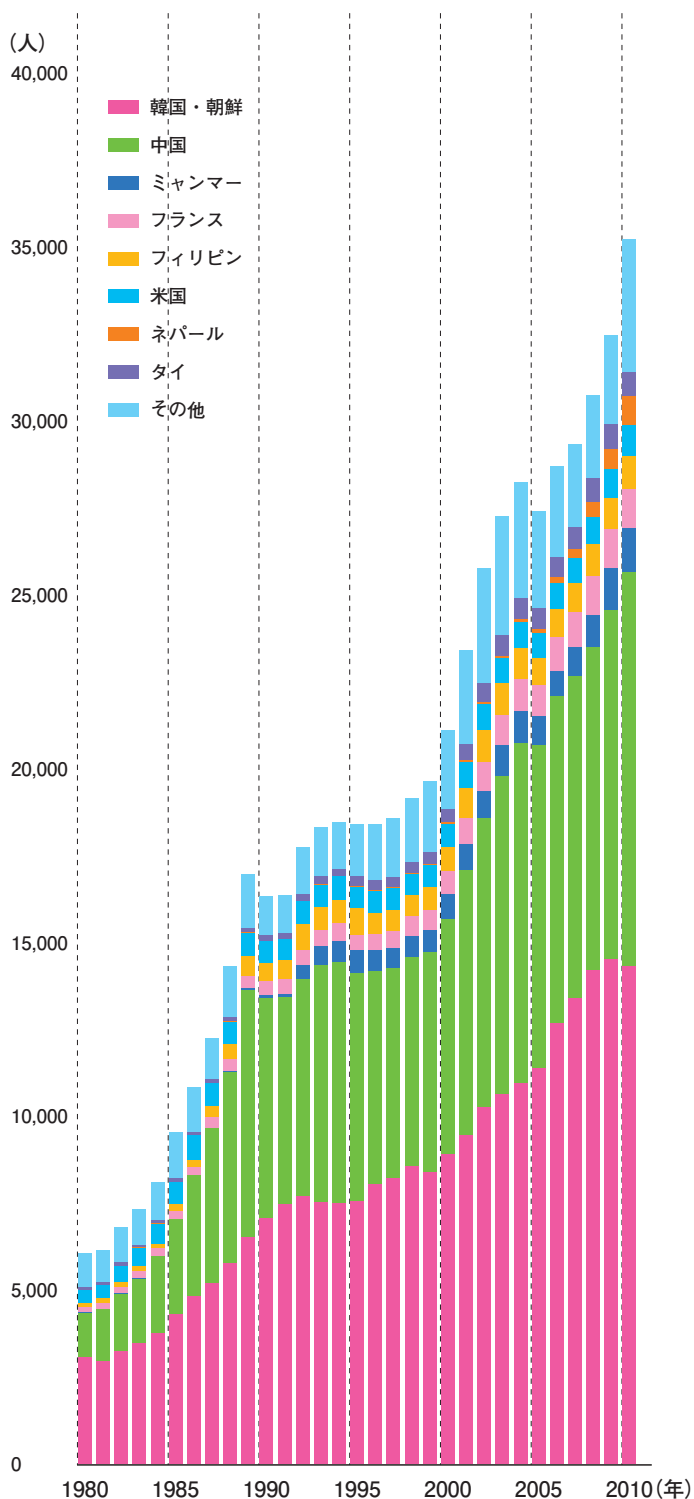
この傾向は全国・東京都でも同様ですが、全国・東京都に比べて、新宿区はより生産年齢人口割合が大きくなっています(図表2-7)。

その要因は、前述の通り、20～40代の層の厚さによるものと考えられます。

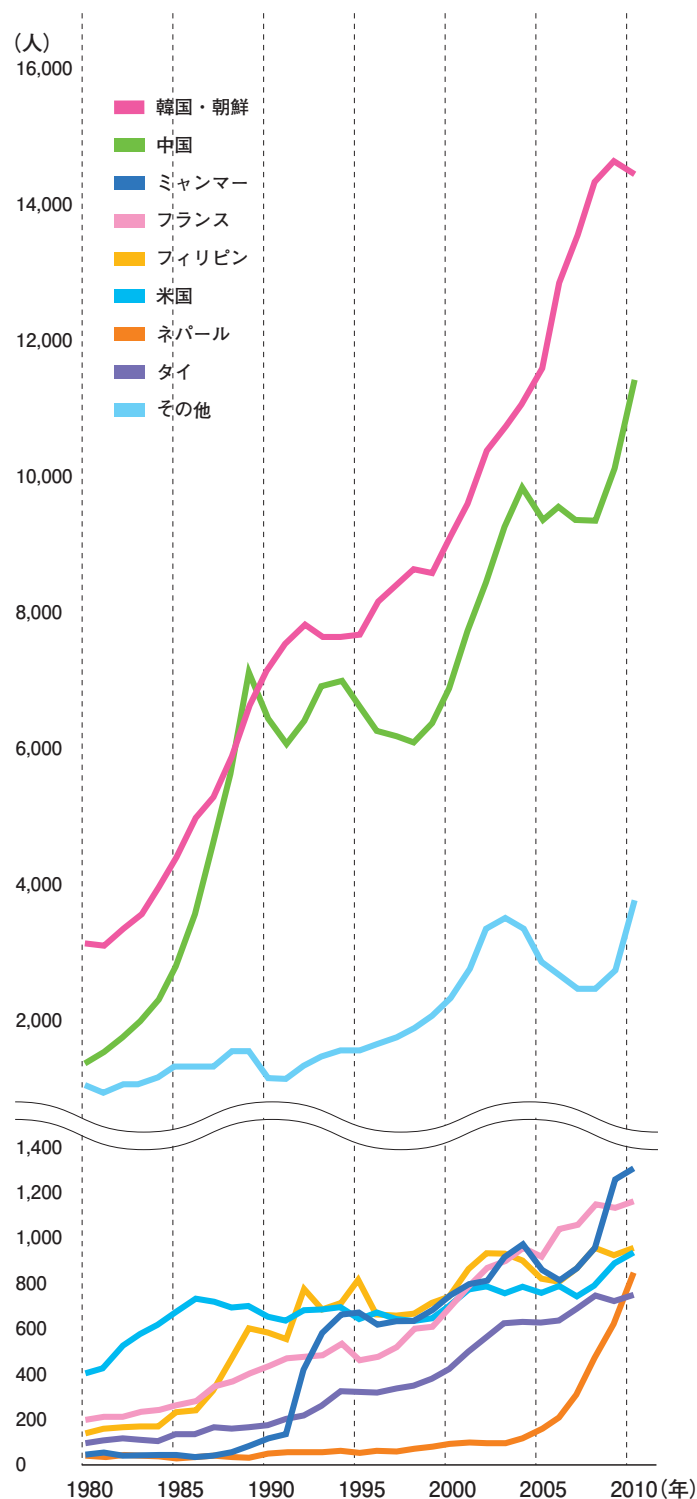
3 国籍

- 新宿区では「韓国・朝鮮」「中国」を中心にアジア系人口が多い。
- 欧米系では「フランス」「米国」人口が多く、一貫して増加傾向にある。
- 過去 20 年間で急増しているのは「ネパール」「ミャンマー」人口。
また 2000 年以降の「韓国・朝鮮」「中国」人口増加も顕著。

図表 2-8 新宿区における
外国人登録人口の国籍別内訳（1980-2010 年）



図表 2-9 新宿区における
国籍別外国人登録人口の推移（1980-2010 年）



	1980		1985		1990		1995		2000		2005		2010	
	登録者数 (人)	構成比	登録者数 (人)	構成比	登録者数 (人)	構成比	登録者数 (人)	構成比	登録者数 (人)	構成比	登録者数 (人)	構成比	登録者数 (人)	構成比
総数	6,036	-	9,535	-	16,703	-	18,815	-	21,780	-	28,272	-	35,211	-
韓国・朝鮮	3,069	50.8%	4,315	45.3%	7,079	42.4%	7,550	40.1%	8,928	41.0%	11,384	40.3%	14,332	40.7%
中国	1,272	21.1%	2,730	28.6%	6,312	37.8%	6,583	35.0%	6,764	31.1%	9,289	32.9%	11,314	32.1%
ミャンマー	11	0.2%	11	0.1%	85	0.5%	636	3.4%	707	3.2%	831	2.9%	1,274	3.6%
フランス	167	2.8%	222	2.3%	398	2.4%	429	2.3%	661	3.0%	880	3.1%	1,128	3.2%
フィリピン	110	1.8%	197	2.1%	545	3.3%	790	4.2%	702	3.2%	796	2.8%	924	2.6%
米国	372	6.2%	637	6.7%	618	3.7%	612	3.3%	658	3.0%	722	2.6%	905	2.6%
ネパール	7	0.1%	3	0.03%	16	0.1%	24	0.1%	63	0.3%	115	0.4%	819	2.3%
タイ	72	1.2%	108	1.1%	148	0.9%	289	1.5%	383	1.8%	593	2.1%	716	2.0%
その他	956	15.8%	1,312	13.8%	1,502	9.0%	1,902	10.1%	2,914	13.4%	3,662	13.0%	3,799	10.8%

資料：新宿区「新宿区の統計」

新宿区では、現在 115 カ国の外国人が暮らしていますが^{注1}、約 9 割がアジア諸国人口で、そのうち 7 割強を「韓国・朝鮮」「中国」が占めています。欧米諸国人口では、「フランス」「米国」の人口が多く、新宿区の国籍別人口でそれぞれ 4 位、6 位となっています。

国籍別にみて特に人口増加が著しいのは「ミャンマー」と「ネパール」です。「ミャンマー」は 1980 年にはわずか 11 人ですが、2010 年には 1,274 人と約 115 倍も増加しています。特に、1990～1992 年、2008～2009 年に伸びが著しくなっています。1990 年代初めの人口増加の背景には、1988 年に

ミャンマーでは軍部が政権を掌握したことで、身の危険を感じた民主化活動家や少数民族出身者が国外に逃れたことによる影響が考えられます。2000 年代後半の人口の伸びについては、2007 年の大規模なデモ発生後、難民申請をするミャンマー人が倍増した時期と重なっていることから、このことが背景要因として考えられます^{注2}。

「ネパール」は、2005 年以降急増しており、5 年間で 115 人から 819 人へと約 7 倍も増加しています。なお、ネパールでは、2000 年以降海外への出稼ぎ労働者が急増し、海外出稼ぎ労働者による送金額がネパール経済を支える有力

な資金源の一つとなっています^{注3}。

また、外国人登録人口増加を押し上げているのは、やはり「韓国・朝鮮」「中国」であり、特に 2000 年代の増加率は「韓国・朝鮮」が約 6 割増、「中国」が約 7 割増となっています。先ほど述べたとおり、「韓国・朝鮮」は留学生・就学生の増加、「中国」は留学生及び永住者が増えたことが考えられます。

注 1：2010 年 12 月 1 日現在。無国籍は含んでいません。

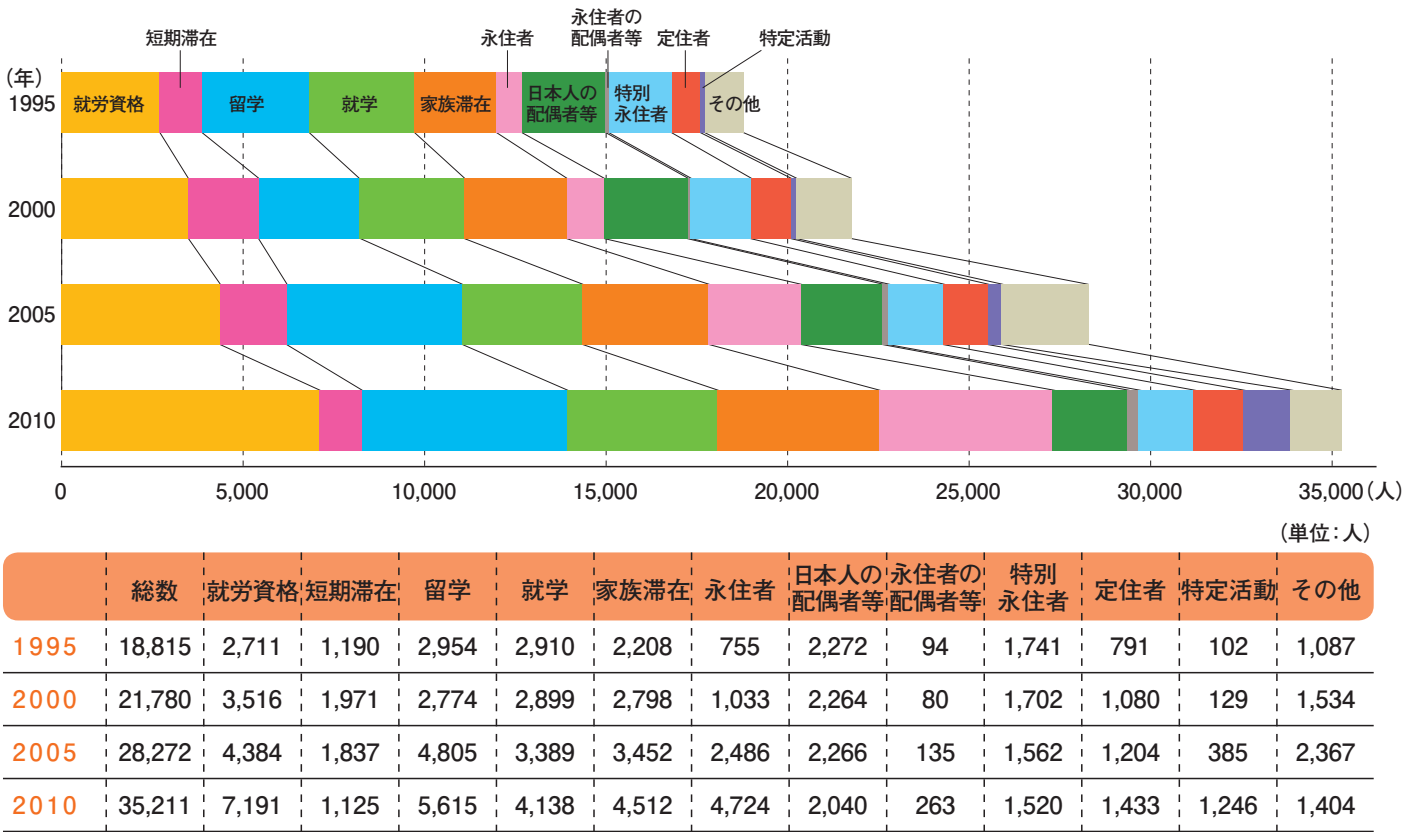
注 2：2007 年 1 年間のミャンマー人による難民申請は 500 人でしたが、2008 年には 979 人となっています。

注 3：在ネパール日本国大使館「図説 ネパール経済 2010」統計によれば、2008/2009 年度の新規出稼ぎ出国者数は 22 万人、同期間の国外からの送金額は GDP の 21.8% 相当となっています。

4 在留資格

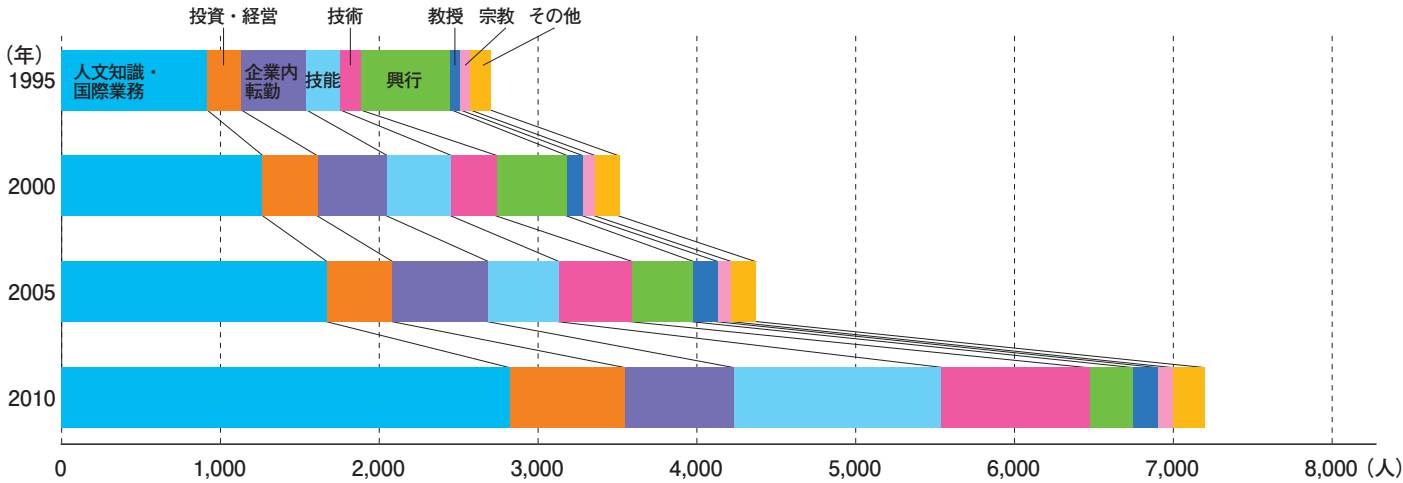
- 新宿区では、就労資格、「留学」「就学」「永住者」「特定活動」人口が大きく増加。
- 国籍ごとに在留資格の内訳はさまざま。
例えば「韓国・朝鮮」はホワイトカラー職を主とした就労資格と「留学」「就学」「家族滞在」が多いが、「中国」は「留学」「就学」「永住者」が多い。

図表 2-10 新宿区における外国人登録人口の在留資格別内訳（1995-2010 年）



資料：新宿区地域文化部戸籍住民課統計
注：「就労資格」の定義は 14 ページ中段の注 2 を参照。

図表 2-11 新宿区における就労資格別人口の推移（1995-2010 年）



資料：新宿区地域文化部戸籍住民課統計

外国人登録人口を在留資格別にみてみますと、過去15年で伸びが顕著なのは就労資格、「永住者」、「特定活動」です（図表2-10）。

就労資格人口は特に2005年以降大幅に増加しており、2005～2010年で約1.6倍も増えています。その内訳を見ますと、「人文知識・国際業務」（翻訳・通訳、及び企画・営業などの事務職）「技能」（コック、宝石職人など）「技術」（SEなど）「投資・経営」（会社経営者など）の伸びが大きくなっています（図表2-11）。「人文知識」や「技術」は専門的知識や技術を有する「高度外国人人材」^{注1}の主力層で、特に「韓国・朝鮮」、「中国」で増加しています。また、「技

能」は「中国」「ネパール」、「投資・経営」は「韓国・朝鮮」の増加が目立っています。

次に「永住者」ですが、2000年以降の伸びが顕著で、2000～2010年で4.6倍も増えています。人口増の主な要因は「韓国・朝鮮」「中国」の増加にあり、1995～2010年でそれぞれ4.5倍（348→1,559人）、8.3倍（230→1,910人）となっています。その背景には「出入国管理及び難民認定法」（入管法）の改正により、永住許可要件が緩和されたことが考えられます^{注2}。

最後に「特定活動」ですが、2005～2010年の人口増が顕著で約3.2倍増えています。人口増の

主な要因は「韓国・朝鮮」、「ミャンマー」にあります。「韓国・朝鮮」はワーキング・ホリデーが多く^{注3}、「ミャンマー」は難民申請によって、人道的配慮による在留特別許可として「特定活動」を取得したと考えられます^{注4}。

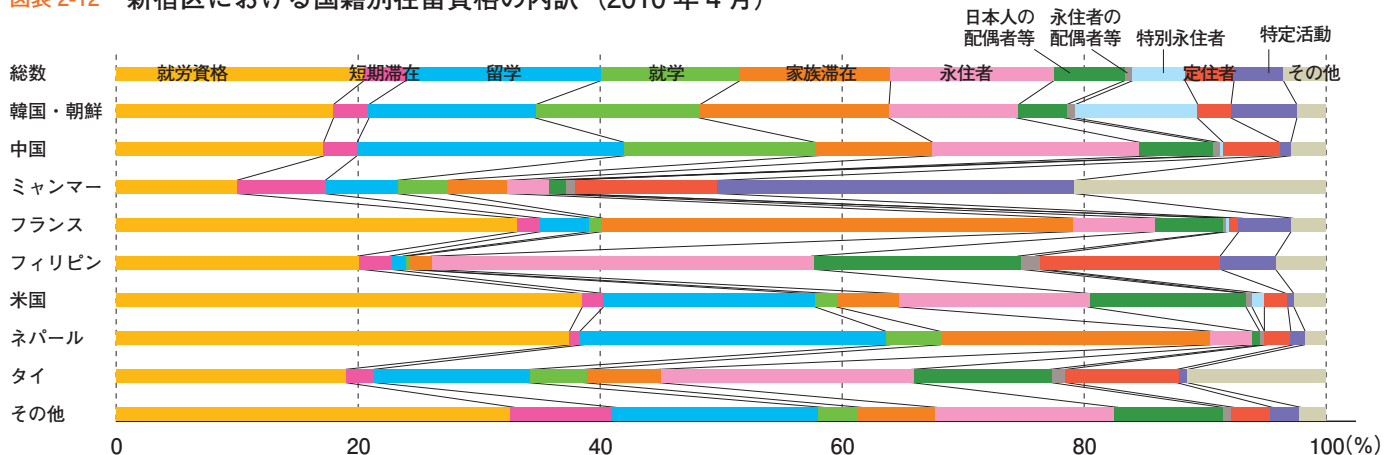
注1：厚生労働省では「高度外国人人材」ですが、内閣府の高度外国人受入推進会議では「外国高度人材」と称されています。

注2：「永住者」資格の認定要件の一つである在日年数が20年から10年に短縮されています。

注3：『在留外国人統計 平成22年度』によると、「韓国・朝鮮」の「特定活動」の内訳は、4,711人中3,947人がワーキング・ホリデーとなっています。

注4：人道的配慮による在留特別許可として「特定活動」が付与されるようになったのは、2005年の入管法改正以降です。同年改訂された「難民認定事務取扱要領」第7章第5節には、難民に認定されなくとも在留を特別に許可する場合には、「特定活動」を付与する旨が記されており、2005年以降、難民認定者＝「定住者」、在留特別許可＝「特定活動」という区分がなされたと推測できます。「定住者」は「特定活動」と異なり、就労制限がなく、生活保護申請も可能です。しかし、現在までの難民人定数は申請数に比べて非常に少なく、2009年1年間の申請数1,388人のうち、難民認定されたのは30人（約2%）となっています。

図表 2-12 新宿区における国籍別在留資格の内訳（2010年4月）



資料：新宿区地域文化部戸籍住民課統計

注：上記資料ではネパールを含んだ国籍別在留資格の統計が2010年4月1日以降のものしかないため、在留資格の国籍別内訳の推移を表す場合に限り2010年統計は1月1日ではなく4月1日のものを利用しています。

次に、国籍別に在留資格の内訳を見てみますと、それぞれ特徴が浮かび上がってきます。

「韓国・朝鮮」は、就労資格、「留学」「就学」「家族滞在」で6割強を占めており、就労目的と留学目的の人口とその家族が大半であることが分かります。

「中国」も「韓国・朝鮮」と同じくらいの割合で就労資格人口が

いますが、「留学」「就学」（4割弱）、「永住者」（2割弱）が多くなっています。

「ミャンマー」は、「特定活動」や「定住者」が全体の半分を占めています。

「フランス」は、就労資格と家族滞在が圧倒的に多くなっています。

「フィリピン」、「タイ」は、「永住者」「日本人の配偶者等」の割

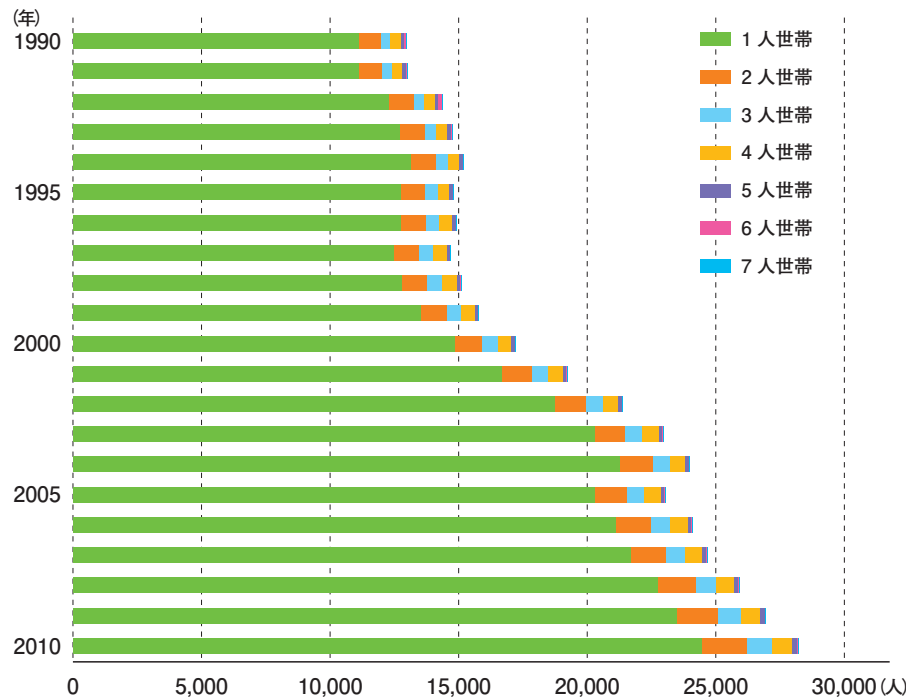
合が大きいですが、「フィリピン」は「タイ」に比べて「定住者」が多く、「タイ」は「フィリピン」と比べて「留学」が多くなっています。

「米国」、「ネパール」は、就労資格と「留学」が6割強を占めていますが、「ネパール」は「米国」と比べて「家族滞在」が多く、「米国」は「永住者」が多いことが特徴といえます。

5 人数別世帯数

- 単身世帯の割合が 8 割以上。
- 1～4 人世帯が全体に占める割合は過去 20 年間変化がないが、5 人以上の世帯は減少傾向。

図表 2-13 新宿区における外国人登録人口の人数別世帯数^注の推移（1990-2010 年）



資料：新宿区地域文化部戸籍住民課統計

注：外国人の世帯別集計は、日本人と外国人の混合世帯の場合、外国人の数で世帯の人数を集計しています。したがって、「1人世帯」でも、配偶者が日本人で実際は 2人世帯、などのケースも考えられます。

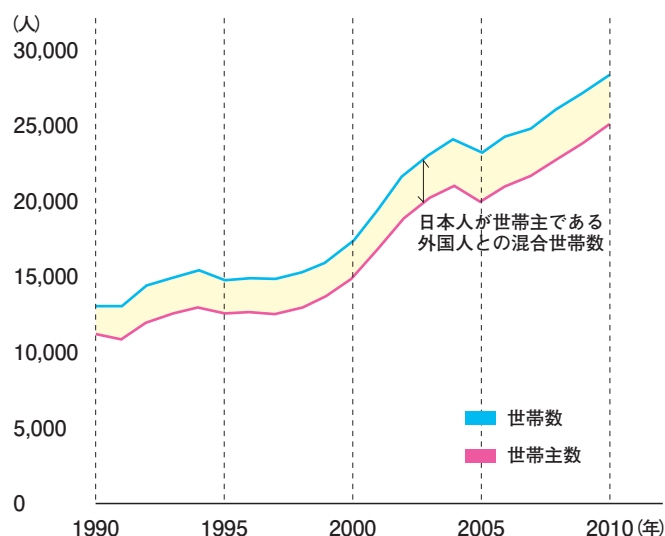
外国人登録人口の世帯構成を見ても、全体に占める単身世帯の割合が約 85% と圧倒的に高くなっています。これは、日本人と外国人の混合世帯が、登録上は外国人の数のみで集計されてしまうことも原因の一つとして考えられますが、新宿区は留学生や就学生が多いため、若年層の単身世帯が自ずと多くなるとも考えられます。

一方、複数世帯は 2人世帯が全体の 6～7%、3人世帯・4人世帯がそれぞれ 2～3% で過去 20 年間推移しており、ほとんど変化はありません。

5人以上の世帯は 1990 年時点で 210 世帯、2010 年で 230 世帯と数自体にほとんど変化がありませんが、世帯数全体が増えているため、全体に占める割合は減少しています。

最後に、日本人が世帯主で、配偶者または子が外国人という世帯の数は増加傾向にあります（図表 2-14）。全体に占める割合は、1990～2000 年の 10 年間では 15% 前後で推移していますが、2010 年には約 11% と若干減少の傾向にあります。

図表 2-14 新宿区における外国人登録人口世帯数と世帯主数の推移



資料：新宿区地域文化部戸籍住民課統計

6 人口動態

- 過去 10 年間の動態を見ると、「新規登録」（入国など）が「閉鎖」（出国など）を上回る（2005 年を除く）。一方、2007 年以降転出が転入を上回っている。
- したがって、新宿区の外国人登録人口の増加要因は、「新規登録」人口の増加によるもの。

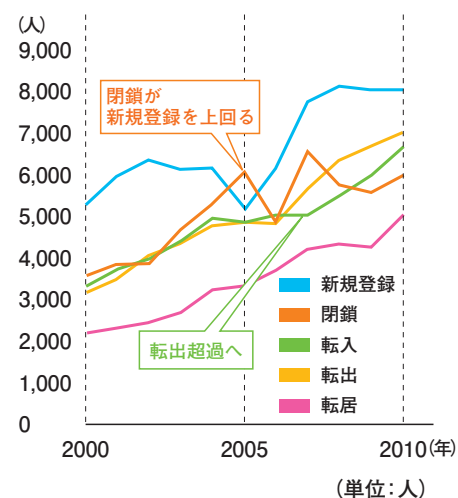
外国人登録人口の人口動態は、「新規登録」（主に入国）と「転入」人口がどれだけ増えたのか、「閉鎖」（主に出国など）「転出」人口がどれだけ減ったのかによって知ることができます。新宿区の 2000～2010 年の人口動態を見てみると、「新規登録」（主に入国）の件数が 2005 年を除いて「閉鎖」（主に出国）を上回っています。また、「転入」「転出」の

動向を見てみますと、2007 年まではほぼ同数で推移していましたが、2007 年以降「転出」が「転入」を明らかに上回るようになっていきます。

このことから、新宿区の外国人登録人口の増加は、主に「新規登録」によるものだといえます注。

注：「新規登録」には、一度帰国して再入国した外国人も含まれます。したがって、必ずしも「新規登録」のすべてが新規に来日した外国人を指しているとは限りません。

図表 2-15 新宿区における外国人登録人口動態（2000-2010 年）



	新規登録					閉鎖						転入	転出	転居
	入国	出生	日本国籍 喪失・離脱	その他	合計	出国	死亡	帰化	日本国籍 取得	その他	合計			
2000	5,086	129	0	22	5,237	3,427	33	88	8	2	3,558	3,268	3,114	2,184
2001	5,783	119	1	32	5,935	3,653	34	101	14	0	3,802	3,663	3,431	2,272
2002	6,182	129	0	19	6,330	3,716	35	46	11	4	3,812	3,940	4,029	2,420
2003	5,909	99	0	58	6,066	4,505	33	72	5	12	4,627	4,378	4,291	2,630
2004	5,965	113	0	35	6,113	5,108	24	120	9	2	5,263	4,919	4,732	3,210
2005	5,027	99	1	18	5,145	5,865	25	96	18	7	6,011	4,813	4,826	3,316
2006	6,003	96	0	14	6,113	4,672	32	97	2	3	4,806	4,985	4,791	3,665
2007	7,590	95	1	24	7,710	6,356	28	101	4	5	6,494	4,956	5,602	4,167
2008	7,950	101	0	6	8,057	5,552	36	97	4	2	5,691	5,459	6,309	4,302
2009	7,848	117	0	12	7,977	5,357	30	84	7	52	5,530	5,910	6,651	4,215
2010	7,804	137	1	13	7,955	5,758	32	112	11	1	5,914	6,591	6,967	4,987

資料：新宿区『新宿区の概況』

注：2000 年のデータのみ 3 月末日の統計（2000 年までは各年度末集計であったため）。

【用語の説明】

- 「日本国籍離脱」…日本国籍のほかに外国の国籍をもっている者が日本国籍を離脱することです。
- 「日本国籍喪失」…二重国籍（日本の国籍と外国の国籍を持っている）者が、外国の国籍を選択した場合、外国で生まれた日本人の子どもが、出生後 3 ヶ月以内に日本国籍を留保する旨を申請しなかった場合に起こります。
- 「日本国籍取得」と「帰化」…どちらも外国人が日本国籍を取得することを指しますが、「日本国籍取得」は、日本人の父親と外国人の母親の間に生まれた子どもが婚姻により認知された場合、外国で生まれた子どもが外国の国籍とともに日本国籍の留保を申請していなかった場合の再取得、などがあります。

在留資格について

在留資格とは、「出入国管理及び難民認定法」(入管法)に基づき、日本に入国し在留する外国人に与えられる資格で、日本滞在の法的根拠となります。入管法で定められた在留資格は現在 27 あり、大きく分類して [1] 就労が認められている資格(本レポートでは「就労資格」)、[2] 就労が認められていない資格、[3] 許可の内容によって就労の可否が決められる資格、[4] 身分や地位によって在留活動が認められている資格、に分類できます。加えて、「日本国との平和条約に基づく日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法」(入管特別法)に基づく在留資格として「特別永住者」があります。

在留資格とその活動内容、在留期間については以下の通りです。

在留資格の範囲内で就労活動を認められている資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外交官、領事官、外交使節と同等の特権や免除を受ける者(国家元首/閣僚/議会、国連事務総長等)およびその家族による活動。	外国政府の大使、公使、総領事等とその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府が承認した外国政府や国際機関の公務従事者とその家族による活動。	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関から公務で派遣される者とその家族	公用活動の期間
教授	日本国内の大学、大学に順ずる機関、高等専門学校での研究、研究指導、教育の活動。	大学教授、講師	3 年又は 1 年
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学などの活動。	作曲家、画家、著述家	3 年又は 1 年
宗教	外国の宗教団体から日本に派遣された宗教家による布教その他の宗教上の活動。	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	3 年又は 1 年
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材などの報道上の活動。	外国の報道記者、カメラマン	3 年又は 1 年
投資・経営	日本での事業経営の開始(起業)及び起業する外国人経営者の下での管理業務、日本企業の投資買収及び投資買収を行った外国人の下での管理業務、など。	外資系企業等の経営者・管理者	3 年又は 1 年
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士などの資格を持った者が行う会計・法律上の業務。	弁護士、公認会計士等	3 年又は 1 年
医療	医師、歯科医師などの資格を持った者が行う医療関連業務。	医師、歯科医師、看護師	3 年又は 1 年
研究	日本の公私の機関との契約に基づいて行う研究関連業務。	政府関係機関や私企業などの研究者	3 年又は 1 年
教育	日本の小・中・高等学校、その他各種学校で行う語学教育などの業務。	中学校・高等学校などの語学教師等	3 年又は 1 年
技術	理工科分野の技術・知識を要する業務。	機械工学等の技術者	3 年又は 1 年
人文知識・国際業務	法学、経済学、社会学などの人文科学的な知識を要する業務、または通訳・翻訳等の国際業務。	通訳、デザイナー、私企業の語学教師等	3 年又は 1 年
企業内転勤	外国の本社/支店から日本の本社/支店/関連会社への転勤。ただし、その業務は在留資格「技術」「人文知識・国際業務」に要該当。	外国の事業所からの転勤者	3 年又は 1 年
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動。	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3 年又は 1 年
技能	日本の公私機関との契約に基づく熟練技能を要する業務。	外国料理の調理師、スポーツ指導者、パイロット、貴金属などの加工職人等	3 年又は 1 年

就労活動を認められていない資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術／芸術上の活動、又は日本文化／技芸についての専門的な研究や専門家の指導を受けてこれを修得する活動。	日本文化の研究者等	1年又は6ヶ月
短期滞在	日本に短期間滞在して行う、観光、講習又は会合の参加、親族・知人・訪問など。	観光客、会議参加者等	90日、30日又は15日
留学	日本の大学、短期大学、専門学校、日本の大学や大学院進学に向けた日本語学校での予備教育課程で教育を受ける活動。	大学、短期大学等の学生	2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月又は1年
就学	日本の高校（又はそれに準ずる機関）、上記以外の日本語学校で教育を受ける活動。	高等学校、専修学校（高等又は一般課程）等の生徒	1年3ヶ月、1年又は6ヶ月
研修	日本の公私の機関で技術、技能又は知識の修得をする活動。	研修生	3年又は1年
家族滞在	就労が認められている資格、「留学」「文化活動」資格を持つ外国人が扶養する家族。	在留外国人が扶養する配偶者又は子ども	3年、2年、1年、6ヶ月又は3ヶ月

許可の内容で就労の可否が決まる資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動。	ワーキング・ホリデー、研究者や外交官の家事使用人、技能実習生、外国人看護師など	1年又は6ヶ月

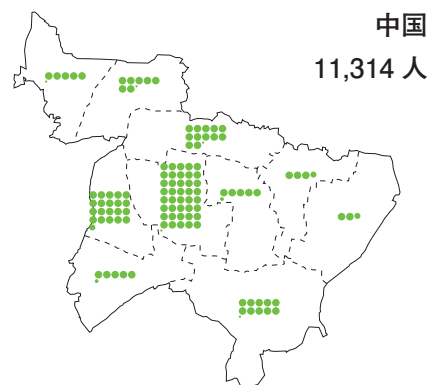
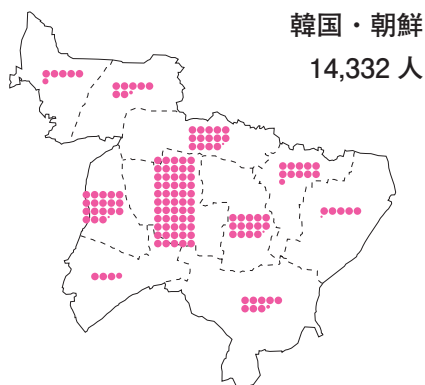
身分や地位に基づき在留活動が認められている資格

在留資格	活動内容	職業例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者（特別永住者を除く）。	—	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、又は日本人の子として出生した者、特別養子（実親と親族関係を終了する養子縁組）。	—	3年又は1年
永住者の配偶者等	「永住者」「特別永住者」の配偶者及び日本で生まれ在留している子。	—	3年又は1年
定住者	法務大臣が一定の在留期間を指定して居住を認める者（インドシナ難民及び難民認定者、日系3世、中国残留邦人など）。	—	3年、1年又は法務大臣が指定する期間
特別永住者	戦前から日本に居住している朝鮮半島、台湾出身者で、サンフランシスコ平和条約（1952年）の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している外国人とその子孫。	—	無期限

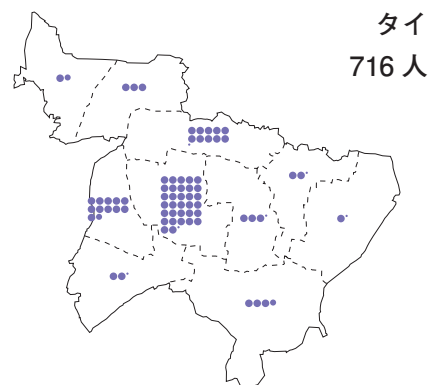
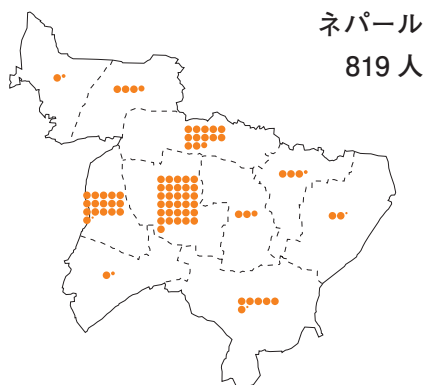
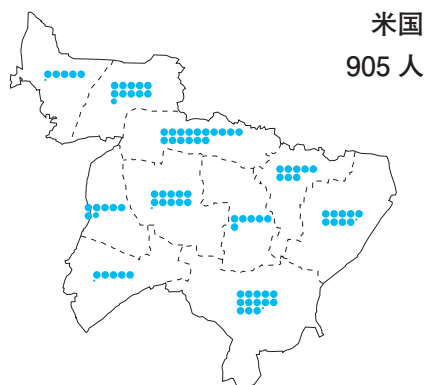
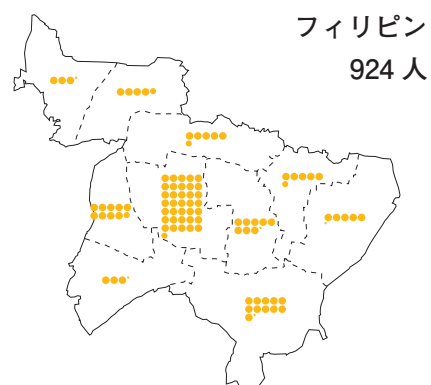
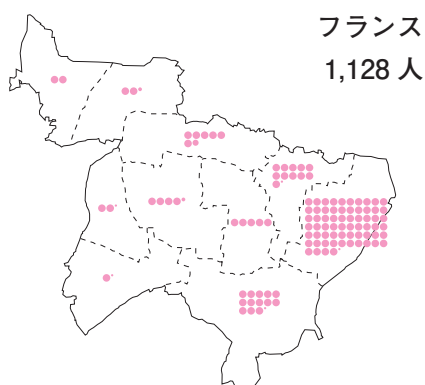
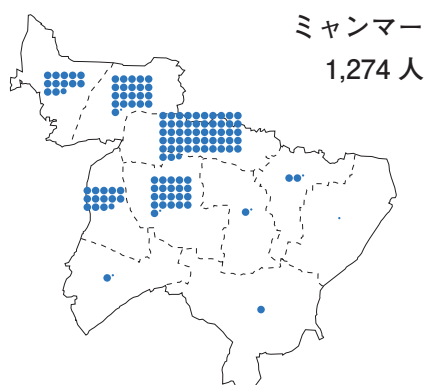
★予告★ 新宿区における外国人の集住状況（2010 年）

次回レポートでは、特別出張所別、町丁別データを用いながら、新宿区で暮らす外国人の実態により深く追っていく予定です（例えば、特別出張所単位で国籍別登録人口を見ると、以下のようになります）。

地域別・国籍別外国人登録人口（10,000 人以上／● 1 個あたり 100 人）



地域別・国籍別外国人登録人口（～ 2,000 人／● 1 個あたり 10 人）



既刊一覧

2008(平成20)年度
新宿自治創造研究所活動報告書

2009(平成21)年 3月

2009(平成21)年度
新宿自治創造研究所活動報告書

2010(平成22)年 3月

都市・自治にかかる情報と分析
－データの読み方－

2010(平成22)年 3月

2010 No.1

新宿自治創造研究所 研究所レポート

発行年 2011 (平成23) 年 3 月

編集・発行 新宿区新宿自治創造研究所
(新宿区新宿自治創造研究所担当部
新宿自治創造研究所担当課)

住所 〒160-8484
東京都新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
(新宿区役所内)

電 話 03-5273-4252 (ダイヤルイン)

F A X 03-5272-5500

新宿自治創造研究所

印刷物作成番号

2010-1-2201

